

I 公立大学法人名桜大学教員の活動評価のための指針

本学の掲げる理念に基づき、教員各自の業務改善を通じた大学総体としての教育、研究、地域貢献（社会貢献を含む）および組織運営活動等の改善と向上を図るために、教員の活動評価の指針を以下のとおり定める。

1. 評価の目的

- (1) 教員が自らの目標を掲げその実現に向けて活動に励み、その活動を定期的に自己点検し、他者に表明することにより活動の改善を図る。
- (2) 教員の活動に対する評価を実施し、その結果を総合的に分析し、本学諸活動の改善と向上に努める。
- (3) 教員活動状況および評価の結果を公表する。

2. 評価の対象者

専任の教授、上級准教授、准教授、助教及び助手とする。評価の対象とならない教員については、学長が別途定める。

3. 評価の対象期間・実施時期

- (1) 毎年4月から翌年3月までとし、この期間の活動評価を、その翌年度に実施する。ただし、成果が得られるのに一定の時間を要する教育、研究、地域貢献（社会貢献を含む）、大学運営活動もあるため、各々の特性を考慮して行う。
- (2) 各教員は自己点検評価結果を、毎年度2月中旬に提出し、3月中旬までに他者評価を受ける。

4. 評価対象となる基本活動業務

「教育」「研究」「地域貢献(社会貢献を含む)」および「大学運営」の4領域を評価の対象とする。また、4領域毎の重要度および具体的な項目については各所属部署の独自性、教員の職階、学内における役職の有無などそれぞれの状況に配慮して教員各自で設定する。

5. 評価の単位

教員活動の評価は学群、学部、機構、研究所および専攻科等の主たる所属となる組織単位で実施する。

6. 評価の方法

- (1) 学群、学部、機構、研究所および専攻科における評価は、各部署の長が責任をもって実施する。
- (2) 教員本人が自己点検・評価を行う。この評価に基づき、各部署の長が定める評価者が定性的に評価を行う。
- (3) 各部署の長の評価については学長が行う。
- (4) 評価の全学的な方針や企画の調整は、自己点検・評価委員会が所掌する。
- (5) 学長の大学運営に関する評価は、学長選考会議における評価をもって充てる。

7. 評価の結果

- (1) 各部署の長は教員に対し、評価結果を通知することとし、教員個人の点検・評価結果を部署の活性化に活用する。
- (2) 各部署における点検・評価結果に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として学内外に公表することとする。
- (3) 教員個人評価は「マイナス評価」によって教員の序列化を行うものではなく、「プラス評価」を通じて教員の諸活動の活性化を促す。

8. 異議申し立て

評価の結果について異議がある場合は、各部署の長に異議を申し出ることができることとし、各部署の長はそれに対して真摯に対応し、三者協議（評価対象教員、各部署の長、評価者）で協議の上、評価結果の妥当性について最終的な判断をおこなう。

9. 点検・評価の総括

自己点検・評価委員会は、各部署の評価について総括的な点検・評価を行うとともに、その結果をふまえ、それを全学的な視点で本指針における点検・評価の目的の達成に資することとする。